

平成27年度 外来人間ドック助成事業

～4月1日から申込みを受け付けます～

町では、国保の被保険者の皆さんを対象に「人間ドック施設利用料金」の補助を行っています。人間ドックは、成人病の早期発見ばかりでなく、検査結果に応じて生活習慣を見直し、自分に合った生活方法を知る機会でもあります。ぜひ、年に一度は人間ドックで健康チェックをしましょう。

○対象

田布施町国民健康保険の被保険者

○受診回数

1人あたり1年度に1回

○検査項目

視力・聴力検査、血液検査、心電図、胸部・胃部X線撮影など

○自己負担額

費用額の3割

○受託医療機関

光市立大和総合病院、周東総合病院

○申込方法

保険証と印鑑を持参の上、健康保険課

○窓口で申請

※6月1日以降に申し込みをする場合は、特定健康診査の受診券（5月下旬に送付予定）を持参してください。

※人間ドックを利用する人は、特定健康診査を受ける必要はありません。

種 類	利用機関名	費用額 (10割)	自己負担額 (3割)
外来人間ドック (日帰り)	大和総合病院	39,960円	11,990円
	周東総合病院	39,960円	11,990円

国民健康保険の

「修学中の特例制度」について

現在、田布施町の国民健康保険（国保）に加入されている人が、修学のために親元を離れて町外に転出した後も親元から生活費などの支援を受ける場合は、引き続き田布施町国保の加入者として「修学中の被保険者の特例」による保険証（マル学保険証）が交付されます。このように、特例制度の対象となるとき、また、卒業などにより特例制度の対象でなくなるときは届出が必要となりますので、健康保険課⑥窓口までお越しください。

■現在「マル学保険証」の交付を受けている人へ

① 4月以降も継続して修学する場合

・ 現在お持ちのマル学保険証の有効期限は3月31日までとなっています。

・ 有効期限を延長するためには、4月1日以降に届出が必要で

※3月中に届出をすることはできません。

・ 3月下旬頃に通知をお送りします。詳細はそちらをご覧ください。

② 学校を卒業（退学）した後、田布施町以外の住所である場合
・ 特例制度は適用されなくな

るため、田布施町国保資格喪失の届出が必要です。

【必要なもの】

国保のマル学保険証、卒業（退学）年月日の分かる書類（卒業証書や卒業（退学）証明書など）、印鑑

■新規に「マル学保険証」の対象となる人へ

・ 転出の手続きをされた後に、特例制度の届出が必要です。

【必要なもの】

国保の保険証、学生であることを証明するもの（学生証（写し可）、在学証明書、入学前の場合合格通知書、入学金の領収書など）、印鑑

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

民家改修型の小規模デイサービス あさの郷
SOLCETAS

■提供時間 10:00～15:30 (月～土曜日)

障がい者・障がい児対象
はなみずき放課後等デイサービス
はなさく相談支援事業所 送迎あり!!

TEL (0820) 25-3715 FAX (0820) 25-3737
田布施町麻郷尾迫1697番地

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

満足をしていただけるサービスを心がけております

オートプラザ (株) 大島商会
Auto Plaza

〒742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿
TEL. (0820) 55-5011
FAX. (0820) 55-5085 http://www.ap-oshima.com